# 都市計画制度の概要

平成21年7月30日都市計画制度小委員会

# 目 次

1. 都市計画区域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 都市計画区域マスタープランと	
市町村マスタープラン・・・・・・・	6
3. 区域区分制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4. 用途地域に関する形態制限の概要・・・・・・・	10
5. その他の地域地区制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6. 地区計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
7. 開発許可制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
8. 都市施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
9. 都市計画決定手続の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
10. 都市計画決定手続の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34

## 1. 都市計画区域の概要

- a. 都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の確保という都市計画の基本理念を達成するため、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲をいう。
- b. 都市計画区域を指定することができる区域
- (イ)市、又は一定の要件(※)に該当する町村の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の土地として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域
- (ロ)首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市等として開発し、及び保全する必要がある区域

### ※一定の要件とは

- ①当該町村の人口が1万人以上で、かつ商工業その他の都市的業態に従事するものが、全就業者数の50パーセント以上であること。
- ②当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね10年以内に①に該当することとなると認められること。
- ③当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であること。
- ④温泉等の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。
- ⑤火災等の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。

## (参考)準都市計画区域の概要

- a. 準都市計画区域とは、都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、用途の無秩序な混在や良好な環境の喪失を防ぐため、都道府県が指定し、用途地域、風致地区等土地利用の整序のために必要な都市計画を定められることとした土地の範囲をいう。
- b. 準都市計画区域を指定することができる区域

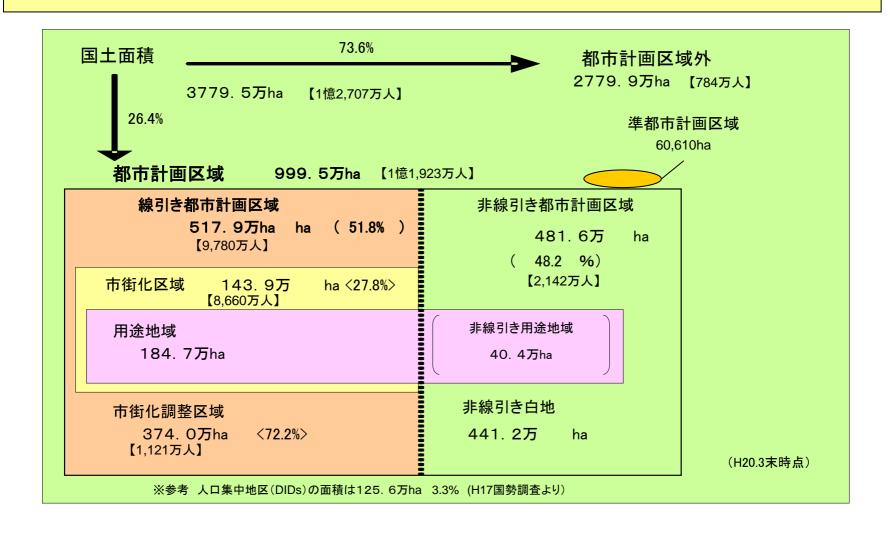
都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物その他の工作物の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律その他の法令による土地利用の規制の状況その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障があると認められる一定の区域

c. 準都市計画区域の指定(変更・廃止の場合を含む)

都道府県の 原案の作成 関係市町村及び都道府県都市 計画審議会の意見聴取 都道府県の 指定の公告

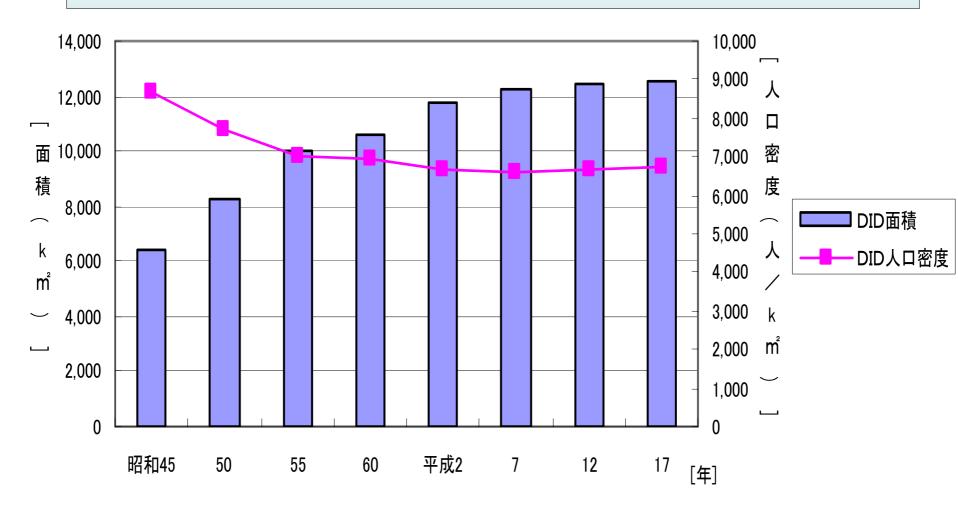
## 都市計画区域の状況

- ●都市計画区域面積の合計は約998.7万ha、国土の約26%。
- ●都市計画区域内の居住人口は約1億1,875万人で全人口の約93%が居住。



# DIDの面積・人口密度の推移

DID面積は平成2年頃まで、大きく拡大。 DID人口密度は、昭和55年頃まで大きく減少し、その後緩やかに減少。



注) DID: 人口集中地区。人口密度の高い都市的地域で、その特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から設定された。

# 2. 都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン

#### 都市計画区域マスタープラン 個別都市計画 都市計画区域について定められる都市計画は、区域マス タープランに即したものでなければならない との関係 記載内容 都市計画法 第6条の2第2項 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定 めるものとする。 一 都市計画の目標 二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定 めるときはその方針 三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発 事業に関する主要な都市計画の決定の方針 都市計画運用指針(抜粋) (基本的考え方) ・個々の都市計画に関する記述の羅列ではなく、どのような方針でどのような都市を作ろうとしているかを示すとともに、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業について、将来のおおむねの配置、規模等を示すことが望ましい。 ・図面等を用いてわかりやすく示すことが望ましい。この場合、地形 図又はイメージ図を用いることも考えられる。 (都市計画の日標) ・おおむね20年後の都市の姿を展望した上で少なくとも次に掲げる 内容を定めることが望ましい。 a 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 b 地域毎の市街地像 (区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針) (主要な都市計画の決定の方針) ①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 1) 交通施設の都市計画の決定の方針 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針 ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 (対象期間) おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的 方向は定められることが望ましい。都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標 として示すことが望ましい。

#### 市町村マスタープラン

市町村が定める都市計画は、市町村マスタープランに即したものでなければならない

#### 都市計画運用指針(抜粋)

#### (基本的考え方)

- ・住民に最も近い立場にある市町村が、…住民の意見を反映し、 まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべ き市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、 地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細か くかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として 定められることが望ましい
- ・土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、…将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとする…。
- ・個別施策、施設計画等に関する事項の羅列にとどまらず、…市 町村の定める具体の都市計画についての体系的な指針となるよう に定める…。
- 次に掲げる項目を含めることが考えられる。
- ア 市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標
- イ 全体構想 (目指すべき都市像とその実現のための主要課題、 課題に対応した整備方針等)
- ウ 地域別構想 (あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策)

## 都市計画区域マスタープラン等の変遷

### 昭和43年 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針

- ●新都市計画法の制定時、区域区分が義務付けられていたことから、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画について、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」を定めることとされた。
- ●当該方針は、未線引き都計区域では策定されず、また個々の都市計画に対する制度上の位置付けがなかったことから、いわゆるマスタープランとしての機能は、事実上のものにとどまっていた。

### 平成4年 市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村MP)の導入

- ●平成4年の都市計画法改正により、市町村は、議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想と「市街 化区域及び市街化調整区域の整備開発又は保全の方針」に即して、「市町村の都市計画に関する基本的な方 針」を定めることとされた。
- ●これは、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を十分反映させながら、<u>まちづくりのビジョンを明らか</u>にする都市計画のマスタープランとして創設。
- ●市町村の定める都市計画は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に即したものでなければならない旨を 規定。

### 平成12年 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域MP)の導入

- ●平成12年の都市計画法改正により、それまでの「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発 又は保全の方針」を廃止し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を新設。
- ●これは、従来法本則において義務とされていた区域区分が選択制に移行したことに伴い、都市計画区域の方針を、一般の都市計画の上位にある独立した都市計画として位置付けたもの。
- ●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、目指すべき都市像を示す上で必要な記載事項(①都市計画の目標、②区域区分の決定の有無及び区域区分の方針、③土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針)の法定化、個々の都市計画が当該方針に即して定められる旨を明文化し、マスタープランとしての位置づけを明確化。

## 3. 区域区分制度の概要

### 区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)

- •・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域を区分
- 1)市街化区域:イ 既に市街地を形成している区域(既成市街地及びこれに接続して現に市街化 しつつある区域)
  - ロ 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(集団的有料農地等は含めない。)
- 2)市街化調整区域:市街化を抑制すべき区域
  - →〔都市計画基準〕

当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案 産業活動の利便と居住環境の保全との調和

国土の合理的利用を確保

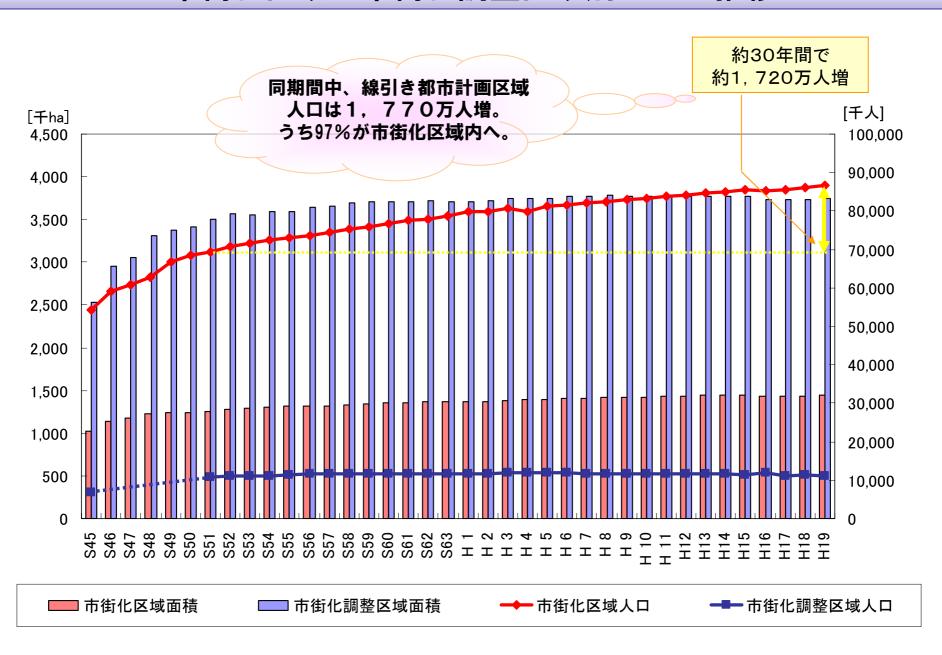
効率的な公共投資

### •区域区分の特徴

都市的な公共投資。開発事業・開発行為規則、農業投資・農地転用規則、土地税制等各種の施策 を総合的にバランスさせる上で根幹となるゾーニング

- 区域区分が義務づけられる都市計画区域
- 1)首都圏既成市街地・近畿整備地帯、近畿圏既成都市区域・近郊整備区域。中部圏都市整備区域の全部又は一部を含む都市計画区域
  - 2) 指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

## 市街化区域・市街化調整区域別の人口推移



# 4. 用途地域に関する形態制限の概要

用 途 地 域	指定の目的	都 市 計	画で選	択し、	て定め	る制限
		容 積 率	建 <sup>ペ</sup> い 率	建築物 の 高さの 限度	外壁の後 退 距離の限 度	敷地面積の 最低限度
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保 護するため定める地域(343,396.1ha)	50,60,80,100,150,200	30,40,50 ,60	10m,12 m	1m,1.5m ※	200㎡を越えな い
第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の 環境を保護するため定める地域 (15,472.8ha)	50,60,80,100,150,200	30,40,50 ,60	10m,12 m	1m,1.5m ※	※市街地の環境 を確保するため必 要な場合に限る
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を 保護するため定める地域 (257,952.2ha)	100,150,200,300, 400,500	30,40,50 ,60			
第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居 の環境を保護するため定める地域 (99,661.4ha)	100,150,200,300, 400,500	30,40,50 ,60			
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域 (419,193.5ha)	100,150,200,300, 400,500	50,60,80			
第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域(86,233.9ha)	100,150,200,300, 400,500	50,60,80			
準住居地城	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域(27,327.1ha)	100,150,200,300, 400,500	50,60,80			
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の 供給を行うことを主たる内容とする商 業その他の業務の利便を増進するため 定める地域(73,939.4ha)	100,150,200,300, 400,500	60,80			
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増 進するため定める地域( <b>73,622.3ha</b> )	200,300,400,500,600, 700,800,900,1000 1100,1200,1300	80			
準工業地域	主として環境の悪化をもたらす恐れの ない工業の利便を増進するため定める 地域(200,995.7ha)	100,150,200,300, 400,500	50,60,80			
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域(102,467.4ha)	100,150,200,300,400	50,60			
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域 (147,115.4ha)	100,150,200,300,400	30,40,50 ,60			

<sup>※「</sup>低層住宅に係る良好な環境を保護するために必要な場合」に限り、表のメニュー等の中から選択して都市計画で決定することができる。 カッコ内の面積は当該用途地域のH20年3月31日時点の指定面積(出典:都市計画年報)

## (参考) 用途地域のイメージ

### 第一種低層住居専用地域



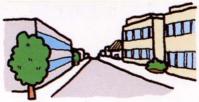
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかね た住宅や、小中学校などが建てられます。

#### 第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150 m\*までの一定のお店などが建てられます。

#### 第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m<sup>2</sup>までの 一定のお店などが建てられます。

#### 第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか 1,500m<sup>2</sup>までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が 建てられます。

#### 第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000m²までの店舗、 事務所、ホテルなどは建てられます。

#### 第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

### 準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これ と調和した住居の環境を保護するための地域です。

### 近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

#### 商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住 宅や小規模の工場も建てられます。

#### 準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

#### 工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

#### 工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、 住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## 用途地域の変遷

- 〇旧法にて創設された用途地域は、新法制定時には8種類にて、住居環境の保護や商工業等の利便増進等を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を実施。
- 〇社会情勢の変化に対応し、住環境の保護の強化等の観点からの用途地域の細分化や、 まちづくり3法改正のひとつとして大規模集客施設の立地規制の強化等を実施。
- 〇創設時から居住環境の保護に重点をおいた用途純化を図ってきたが、まちづくり3法改正では、地域の判断が反映されるよう大規模集客施設に係る用途規制の原則を転換。

### 1919(大正8年) 旧法

3種類の用途地域 (住居地域、商業地域、工業地域)と、 美観地区、風致地 区、防火地区、風紀 地区、特別地区(工 業地域)を創設

(その後、数回の改正あり)

### 1970(昭和45年) 法改正

住環境の保護を強化する 観点等から用途地域を細 分化

・従来の用途地域(住居 地域、商業地域、準工業 地域、工業地域)に加え、 近隣商業地域、第一種住 居専用地域、第二種住居 専用地域、工業専用地域 を設け8種類へ

### 1992(平成4年) 法改正

住居系用途地域を3種類 から7種類へ細分化し、全 体で8種類から12種類へ

・地価高騰を背景とした立 地圧力の強い事務所ビル の住宅地への無秩序な進 出による居住環境の悪化 等に対応し、よりきめ細か な用途規制を可能とする よう用途地域を細分化

### 2002(平成14年) 法改正

用途地域における容積 率等の選択肢の拡充

・地域ごとのまちづくりの 多様な課題に適切に対 応できるようにするため、 容積率制限、建ペい率制 限、日影制限等の選択 肢を拡充

### 2006(平成18年) 法改正

都市機能の無秩序な拡散を 防止し、コンパクトな都市構 造を実現するため大規模集 客施設の立地規制を強化

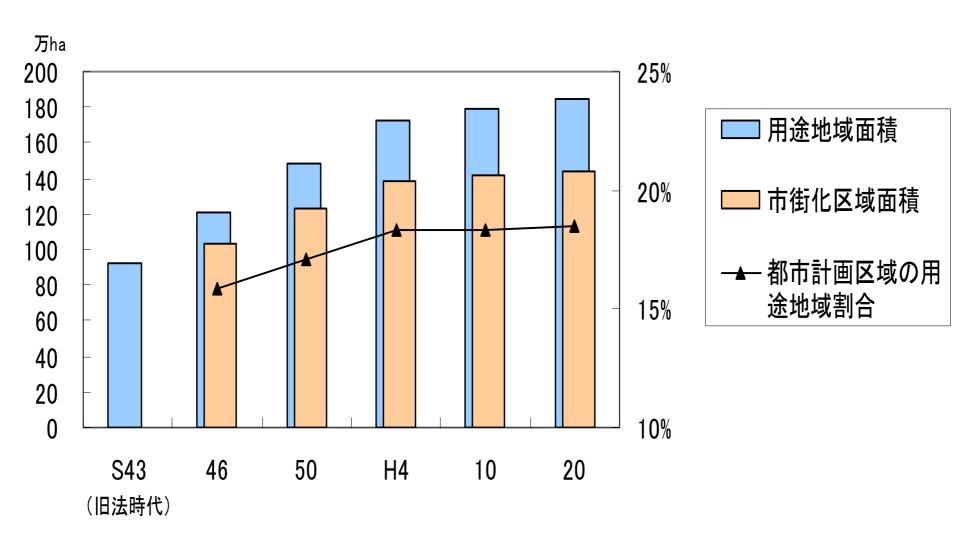
・原則、商業地域、近隣商 業地域、準工業地域でのみ、 延床面積1万㎡を超える大 規模集客施設の立地が可 能

## (参考) まちづくり三法の改正

- ① 地域の判断を要することとするための改正
- 市街化区域、用途地域における立地規制 大規模集客施設が立地可能な<u>用途地域を見直し、現行の6から3(商業地域、近隣商業地域、準</u>工業地域)へ限定。
- 非線引き白地地域等における立地規制 非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の<u>白地地域では大規模集客施設は原則立地不可。</u>
- 〇 準都市計画区域制度の拡充 農地を含む土地利用の整序が必要な区域等に広く指定できるよう、<u>準都市計画区域の要件を緩</u> 和するとともに、<u>指定権者を都道府県に変更。</u>
- 開発許可制度の見直し 市街化調整区域内の<u>大規模開発を許可できる基準を廃止。</u> 、病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象。
  - ② 柔軟で機動的な地域の判断を可能とするための改正
- 用途を緩和する地区計画制度の創設 規制強化される用途地域及び非線引き都市計画区域内の白地地域においては、大規模集客施設 の立地も認めうる新たな地区計画制度(開発整備促進区)を創設。
- 〇 都市計画手続の円滑化
  - 一定の開発事業者が都市計画提案を行えるよう、都市計画提案権者の範囲を拡大。
  - ③ 広域的調整手続の円滑化のための改正

広域調整の強化のため、都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村から意見を聴取できる。

# 用途地域指定の推移



# 5. その他の地域地区制度の概要(1)

	T	I	
都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	都市計画に 定めるべき事項	参照法令
特別用途地区	用途地域の指定を補完し、地区の 特性にふさわしい土地利用の増 進,環境の保護等の特別の目的の 実現を図る。		法 9 <sup>13</sup> 建基法49, 50
特定用途制限地域	用途地域が定められていない区域 (市街化調整区域を除く。) 内 において、制限すべき特定の建築 物等の用途の概要を定める。	⑤制限すべき特定の 建築物等の用途の概 要	法9個 建基法49の 2,50
特例容積率適用地区	一定の用途や城内の十分な公共施設を備えた区域において、未利用容積の活用を促進して土地の高度利用を図る。	⑤建築物の高さの限度(市街地の環境を確保するため必要な場合に限る)	法 9 <sup>15</sup> 建基法57の 2 ~ 4
高層住居誘導地区	混在系の用途地域で指定容積率が 400%又は500%の区域内におい て,住居と住居以外の用途とを適 正に配分し、利便性の高い高層住 宅の建設を誘導	⑤字積率の最高限度 ⑥建ペい率の電視 ・ ⑥建ペいを 度 (市街地環を 場合 に限る)、 の表地で 積の最低 で も は 環の は の で た め め で の た め の ま り で の た め り で り で り で り で り で り で り で り で り し で り で り	法9 <sup>®</sup> 建基法57の 5
高度利用地区	用途地域内において建築物の高さ の最高限度又は最低限度を規制 用途地域内において建築物の容積 率の最低限度及び最低限度,建ペ い率の最高限度,建築面積の最低 限度並びに壁面の位置を規制	⑤建築を 高低高度、 高低高度、 高低高度、 高低高度、 ででである。 の限限の の限限の の限限の の度高 のの限限の の度高 のの限限の の度高 のの限限の のの限限の のの限限の のの限限の のの限限の ののでは ののでが ののでは のので のので	法9⑪ 建基法58 法9⑱ 建基法59
特 定 街 区	市街地の整備改善を図るため街区 の整備又は造成が行われる地区で あり、建築物の容積率、高さの最 高限度、壁面の位置を規制	⑤名称,⑥容積率, ⑦建築物の高さの限 度,⑧壁面の位置の 制限	法 9 ⑬ 建基法60

-			
都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	都市計画に 定めるべき事項	参照法令
都市再生特別地区	都市再生特別措置法に基づく都市 再生緊急整備地域内で,建築物の 用途,容積率,建ペい率,の位置 積,高さの最高限度,壁面の位置 を規制(その代り一般的な建築物 の用途,容積率,建ペい率等に関 する制限は適用されなくなる)	⑤名称, ⑥ 建築の と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	都市再生特 別措置法36 建基法60の 2
防火地域·準防火地域	①市街地における火災の危険を防除するため定める地域で一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要する。 ②防火地域内の耐火建築物については建ペい率が緩和される。	①壁面の位置の制限	法9 <sup>20</sup> 建基法61~ 67の2, 53 <sup>20</sup> 3
特定防災街区整備地 区	防火・準防火地域内の密集市街地 とその周辺の防災性能の確保のた めに定める地区で,建築物の敷地 面積,壁面の位置,間口率を規制	⑤敷地面積, ⑥壁面 の位置の制限, ⑦間 口率	密集法31
景 観 地 区	市街地の良好な景観の形成を図る ため定める地区であり,建築物の 形態意匠,高さ,壁面の位置,敷 地面積を規制	⑤名称, ⑥形態意匠 の制限, ⑦高さ, ⑧ 壁面の位置の制限, ⑨敷地面積	景観法61 令 4 建基法68
風 致 地 区	都市の風致を維持するため定める 地区で,都道府県の条例により, 建築物の建築,宅地の造成,木竹 の伐採等を規制	⑤名称	法 9 ②, 5 8, 令 4
駐車場整備地区	商業地域内若しくは近隣商業地域 内で自動車交通が著しくなるそう する地区等で,道路の効用を保持 し,円滑な道路交通を確保すべき 区域(路上駐車設置計画,路外駐 車場の都市計画決定,地方公共団 体の条例による駐車施設の附置義 務等)		駐車場法 3,4, 10,20

# その他の地域地区制度の概要(2)

·	T		
都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	都市計画に 定めるべき事項	参照法令
臨 港 地 区	①地区内において一定の行為管理者の長に届け出ることとを要す。②港湾管理者が地区内にのの区の区ではいて力の区を指定した場の人の区を指定した場のの目が著しておいる建築物等は、港湾管理規則である建築物等は、市の企業例で退してのより、用途地域の場所用途地区の規定は適用除外。	⑤名称	法 9 <sup>1</sup> 令 4 港湾法 2 ④ 38 の 2 , 39 40, 58
歷史的風土特別保存 地区	歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について建築物等の建築、土地の形質の変更、木材の伐採、色彩の変更等を規制	⑤名称	令 4 古都法 6, 8
第一種歷史的風土保 存地区 第二種歷史的風土保 存地区	明日香村の区域を区分して両地区 を定め、それぞれの地区の重要度 に応じて建築物の建築、宅地の造 成、木竹の伐採、色彩の変更等を 規制	⑤名称	令 4 古都法 7 の 28 明日香法 3
緑 地 保 全 地 域特別緑地保全地区	都市計画区域内において,良好な 自然的環境を形成している土地の 区域について建築物の建築,宅地 の造成,木竹の伐採等を規制	⑤名称	令 4 都市緑地法 5,12 首都圏近郊緑地保全 法5 近畿圏の保全区域の 整備に関する法6
緑化地域	用途地域内において良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、 建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある土地の区域について、建築物の建築時に敷地内の 緑化を義務付け。	③緑化率 (敷地面積 に対する緑化施設の 面積の割合)	都市緑地法 34
流通業務地区	特定の大都市の区域内で、幹線道路、鉄道等の整備状況に照らし、 流通業務市街地として整備することが適当な区域について、施設の 建設、改良等を規制	⑤名称	令 4 流市法 4, 5
生産緑地地区	市街化区域内の500㎡以上の農地等の区域について建築物の建築,宅地の造成に土石の採取その他の土地の形質の変更,水面の埋立等一定の行為を制限して公害又は災害の防止,農林漁業との調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保を図る。		生産緑地法3

## その他の地域地区等の変遷

- 〇旧法時代に創設された、条例によるピンポイントの用途規制を行う特別用途地区は、数回の類型の追加を経て、平成10年に類型を廃止し地方公共団体の独自性を強化。
- 〇住宅宅地需給が逼迫していたバブル期には、低·未利用地の土地利用転換を促進する 遊休土地転換利用促進地区を導入。
- 〇モータリゼーションの進展等を受け、白地地域を対象とした特定用途制限地域を創設し、 土地利用の整序の対象を拡大。

### 1950(昭和25年) 法改正

### 特別用途地区の創 設

・全国一律に適用される用途地域によるベースの用途規制を、限られた地区の実態に合うように条例により強化・緩和できる制度を導入

### 1990(平成2年) 法改正

遊休土地転換利用促進地 区の創設

・大都市地域における住宅宅地需給が逼迫している一方、駐車場・資材置き場や工場跡地等の低・未利用地が存在することに鑑み、効率的に土地利用転換を図り、有効かつ適切な利用を促進する制度を導入

### 1998(平成10年) 法改正

特別用途地区の類型撤廃

・国民ニーズの多様化に 対応して類型を追加してき たが、地方公共団体によ る柔軟かつ機動的な運用 を可能とするため、類型を 法令により限定せず、地 方公共団体が具体の都市 計画において適切に定め る制度へ改正

### 2000(平成12年) 法改正

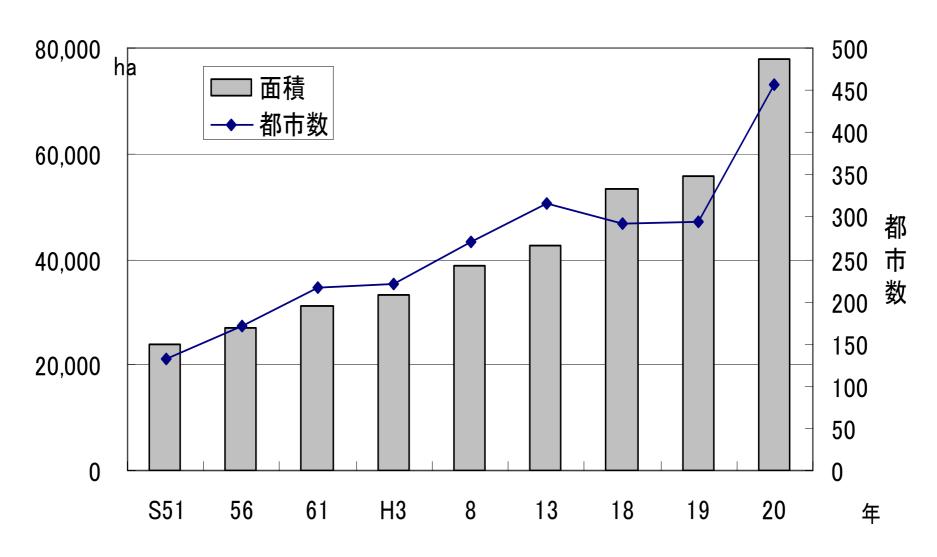
特定用途制限地域の導 入

・白地地域における居住環境に支障を与える用途の建築物等の立地が散見されたことから、線引き制度の選択制の導入と併せ、白地地域にて特定の用途の建築物の立地を制限する制度を導入

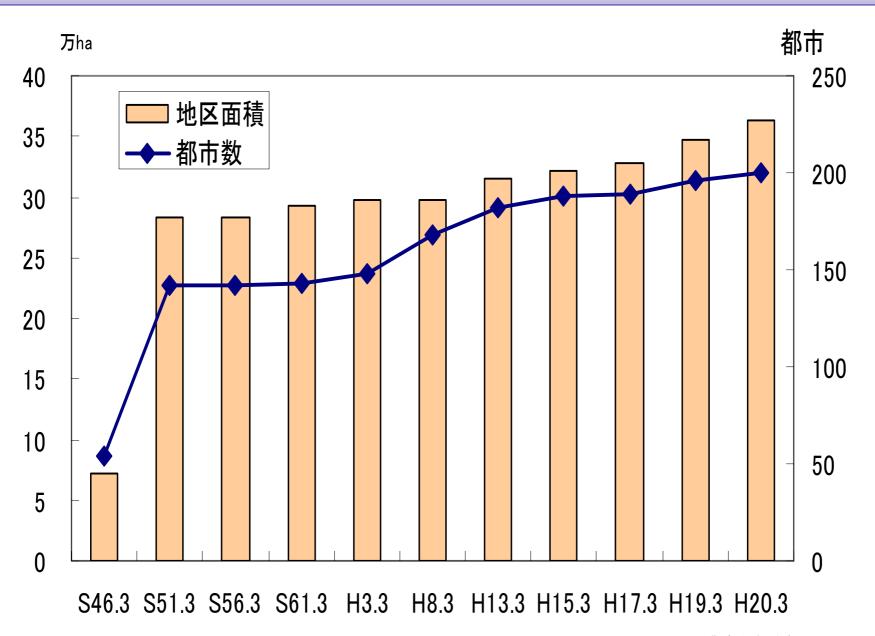
### <その他地域地区等一覧>

- •特別用途地区
- •特定用途制限地域
- •特例容積率適用地区
- ·高層住居誘導地区
- •高度地区、高度利用地区
- •特定街区
- ·都市再生特別地区
- •防火地域、準防火地域
- •特定防災街区整備地区
- 景観地区
- •風致地区
- •駐車場整備地区
- 臨港地区
- 歴史的風土特別保存地区
- ·第一種歷史的風土保存地区、第二種歷史的風土保存地区
- ·緑地保全地域、特別緑地保全地区、 緑化地域
- ·流通業務地区
- 生産緑地地区
- •伝統的建造物群保存地区
- ·航空機騒音障害防止地区、航空機 騒音障害防止特別地区

# 特別用途地区の指定状況



# 高度地区の指定の推移



出典:都市計画年報

# 6. 地区計画の概要

		公共加	<b></b> 色設等							制限を	強化す	る事項								制限を	緩和する	る事項	
名称	目的	地区施設	その他	用途の制限	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	敷地面積の最低限度	建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	工作物の設置の制限	高さの最高限度	高さの最低限度	形態・色彩・意匠の制限	垣・さくの構造の制限	土地の利用の制限	緑化率の最低限度	その他	用途の制限(※1)	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度(※2)	高さの最高限度	その他
地区計画	建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体 としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の 各街区を整備し、及び保全する。																						
再開発等促進区	土地の健全かつ合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、一体的かつ総合的な再開発又は開発整備を実施する。		1																2				3
開発整備促進区	特定大規模建築物の整備による商業その他業務の利便の増進を図る ため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施する。		4																5				
誘導容積型	公共施設が未整備の地区において、公共施設の伴った土地の有効利 用を促進する。	0			•																		
容積適正配分型	区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため、区域を区分して容積率の最高限度を定める。				0	•		•		•													
高度利用型	区域の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容 積率の最高限度等を定める。				0	•	•		•	•													3
用途別容積型	区域の特性に応じて合理的な土地利用の促進を図るため、住居と住居 以外の用途とを適正に配分する。				0	•		•		•													
街並み誘導型	区域の特性に応じて合理的な土地利用の促進を図るため、高さ、配列 及び形態を備えた建築物を整備する。				0			•		•	0	•											6
立体道路制度	適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路の整備と併せて 道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行う。																	O 7					8
防災街区整備地区計画	災害時における延焼防止、避難路確保のため必要な道路、建築物等を 総合的に整備する必要がある区域において、特定防災機能の確保と 土地の合理的かつ健全な利用を図る。		9															10					
歷史的風致維持向上地区計画	歴史的風致にふさわしい用途の建築物等を総合的に整備する必要が ある区域において、歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ 健全な利用を図る。																		2				
沿道地区計画	沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路交通騒音により生じる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、一体的かつ総合的に市街地を整備する。												0					O 11					
集落地区計画	営農条件と調和のとれた良好な居住環境と適正な土地利用を図るため 当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行う。																						

:定めることができる項目 :定めることができない項目 O:地区整備計画での必須項目 ●:建築条令化必須項目

※1:条例により緩和することもできる(集落地区計画を除く)

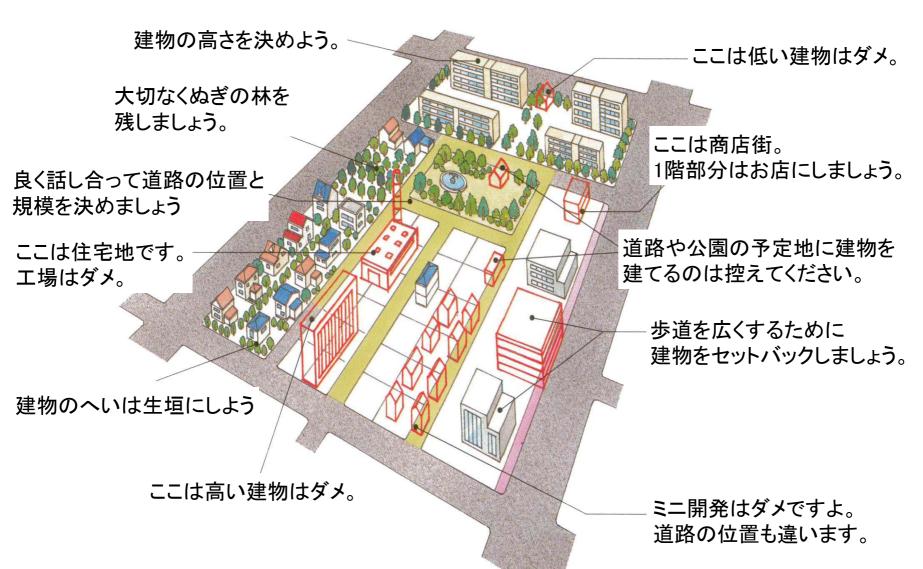
※2:人工地盤について地区施設等、壁面の位置の制限を定めることにより適用除外とすることもできる(集落地区計画を除く)

1:2号施設 2:特定行政庁の許可 3:斜線制限 4:2号施設、特定大規模建築物 5:特定行政庁の許可、認定

6:前面道路復員による容積率制限、斜線制限 7:重複利用区域、建築の上下限界 8:道路内の建築制限 9:地区防災施設

10:建築物の構造に関する防火上の制限 11:開口率の最低限度、建築物の構造に関する防音上の制限、建築物の構造に関する遮音上の制限

## (参考) 地区計画のイメージ



## 地区計画の変遷

- 〇良好な居住環境に対する要請の高まりを受けて、地区レベルの都市計画である地区計画を昭和55年に導入。
- 〇当初は市街化区域のみを対象としていたが、地区計画の浸透を受けて、順次、市街化調整区域(平成4年)、都市計画区域全域(平成12年)へと対象拡大。
- 〇平成14年には地区計画を分かりやすく使いやすい制度へ見直すため、全般的に整理・ 合理化。

### 1980(昭和55年) 法改正

### 1988(昭和63年) 法改正

### 1992(平成4年) 法改正

### 1995(平成7年) 法改正

### 2000(平成12年) 法改正

地区計画の創設 (市街化区域のみ に限定)

再開発地区計画の創設 (平成14年再開発等促進 区に統合)

・一体的かつ総合的な再開発が必要な地域について、地区内の公共施設(2号施設)の整備と併せて、建築物の用途、容積率等の制限を緩和することにより、良好なプロジェクトを誘導

市街化調整区域にも適用拡大

・市街化調整区域における既存集落等の区域にて、開発許可や既存宅地制度により宅地が増加し、土地利用状況に変化が生じてきたため、良好な居住環境の維持・形成を図る必要のある区域を地区計画の対象へ

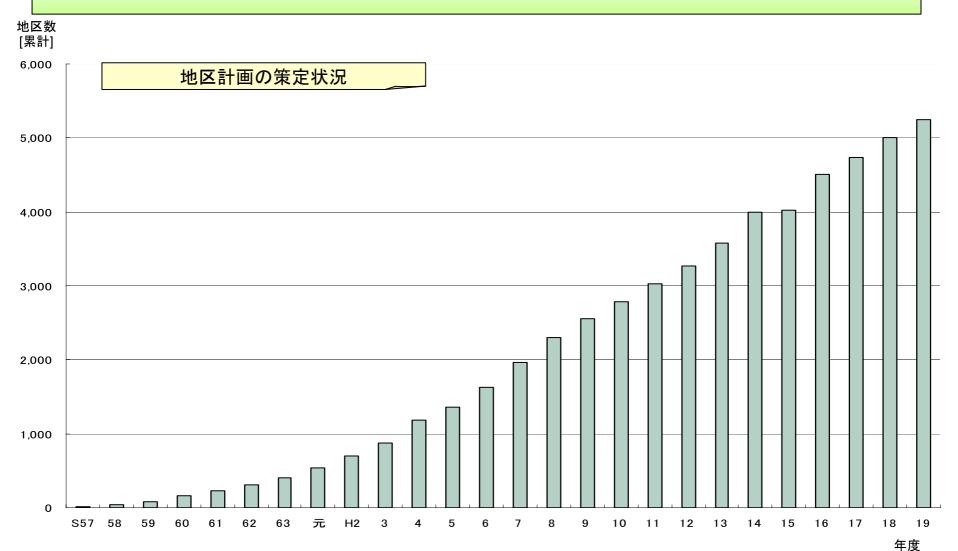
街並み誘導型の導入

・区域の特性に応じた高さ、 配列及び形態を備えた建 築物を誘導するため、壁 面の位置の制限等を定め、 前面道路幅員による容積 率制限及び斜線制限を適 用除外とする地区計画を 導入 都市計画区域全域へ適用 拡大

・区域区分を積極的に行わない非線引き都市計画 区域が都市計画上位置付けられたことに伴い、非線引き白地地域についても、 市街化調整区域と同等の地区計画を導入

## 地区計画策定数

●良好な市街地環境を形成するため、地区レベルでその特性に応じたきめ細かなまちづくりを進める地区計画の策定地区数は年々増加(5,327地区(平成19年度末現在))。



# 開発許可制度の概要

#### (目的)

- ○良好な宅地水準を確保し、良好な市街地の形成を図る。
- 〇市街化調整区域における開発行為等を抑制し、区域区分制度の趣旨を担保する。

#### (規制内容)

開発行為をしようとする場合には、開発許可権者の許可を得なければならない。

### (対象行為)

- 一定規模以上の開発行為
  - : 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
  - \* 開発行為を伴わない建築行為については許可の対象外(市街化調整区域を除く)。また、駐車場や資材置場等、
  - 建築物又は特定工作物の建設・建築を目的としないものについても対象外。

#### (基準)

### ■技術基準

道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等に関する基準⇒都市計画法第33条に規定

- ①用途地域等への適合
- ②道路、公園等公共空地の確保
- ③給排水施設の設置
- ④地区計画等への適合
- ⑤公共施設、公益的施設等の 適切な配置(開発面積20ha以上)
- ⑥地盤の改良・擁壁の設置等の 防災•安全措置
- ⑦災害危険区域等の除外
- ⑧樹木の保存、表土の保全
- ⑨緩衝帯の設置(開発面積1ha以上)
- ⑩輸送への支障(開発面積40ha以上)

れた用途に該当しない開発行為

- ①申請者の資力・信用(開発面積1ha以上) ②工事施行者の施行能力(開発面積1ha以上)
- ③関係権利者の同意

### ■立地基準

市街化調整区域において許容される開発行為を定める基準⇒都市計画法第34条に規定

- ①周辺住民の利用する施設
- ⑥既存工場の関連工場
- ②調整区域内の資源の利用上必要な施設(7)危険物の貯蔵・処理施設 ③農業施設、農産物等の加工・貯蔵施設 ⑧道路管理施設、火薬類製造所等
- ④農林漁業基盤活性化施設 ⑤中小企業の集団化・共同化事業
- ① ③ を条例化 ⑫線引き前の権利者が5年以内に行う開発行為 ⑨地区計画等に適合する開発行為
  - ③市街化促進のおそれがなく、市街化区域にお いて行うことが困難又は不適当な開発行為

⑩市街化区域近隣接地における条例で排除さ

## (参考) 開発許可の対象と基準

## 開発許可の対象と基準

### 〇開発許可の対象

計画区域		市街化区域	1000㎡(三大都市圏の既成市街地、近郊整備 地帯等は500㎡)以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引き下げ可		
	線引き都市計画区域   	市街化調整区域	原則として全ての開発行為	技術基準適用	立 適地 用基 準
	非線引き都市計画区域		3000㎡以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引き下げ可	適 用	
準都	——————————————— 準都市計画区域		3000㎡以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引き下げ可		
都市	計画区域及び準都市	計画区域外	1ha以上の開発行為		

※駅舎、図書館等の公共公益施設等については、開発許可不要。

### 開発許可の基準

【技術基準】 道路、公園等の公共施設の整備を義務付けることにより良質な宅地水準を確保 【立地基準】 市街化を抑制すべき市街化調整区域の性格を担保

〇許可権者・・・・・都道府県、政令指定都市、中核市、特例市 地方自治法第252条の17の2の規定に基づく事務処理市町村

## 開発許可の変遷

- ○開発許可は、新法制定時に区域区分制度を市街化調整区域の立地規制により担保する 制度として創設。
- 〇地域の主体的な対応を可能とするため、平成12年改正により、条例による技術基準や立 地基準の強化・緩和を導入。
- 〇人口減少・超高齢化社会への対応の観点から、平成18年改正により医療施設等の公共 公益施設を許可対象とし、市街化調整区域における大規模開発を許可する基準を廃止。

### 1968(昭和43年) 新都市計画法

### 区域区分制度とあ わせて開発許可制 度を創設

### 1974(昭和49年) 法改正

- 特定工作物を開発 行為の対象に追加
- ・未線引き都市計画 区域への開発許可 制度の適用
- •技術基準、立地基 準の追加
- •既存宅地制度導入

# 法改正

- ・地区計画等への適合が要件化
- ・市街化調整区域における計画 開発の最低規模引き下げ
- 技術基準の見直し
- ・三大都市圏の市街化区域の開 発許可対象面積の引き下げ
- 市街化調整区域の地区計画等 に適合する開発行為を立地基準 に追加
- 開発許可事務等の自治事務化

### | 1980~99(昭和55~平成11年)| | <mark>2000(平成12年)</mark> 法改正

- 技術基準の弾力化:地 方公共団体の条例による 制限の強化・緩和が可能
- ・立地基準の見直し:条 例により市街化区域隣接 地等における開発行為等 を許可対象に
- ・既存宅地制度の廃止
- 都市計画区域外への開 発許可制度の適用

### 2006(平成18年) 法改正

- •医療施設、社会福祉施 設、学校等の公共公益施 設に関する開発行為を許 可対象に
- 市街化調整区域内の大 規模開発を許可する基準 を廃止

# 8-1 都市施設の概要

- 〇旧法では、都市計画事業として土地収用可能な施設を定義。
- 〇新法では、都市施設を定義するとともに、「計画決定」と「事業」を分離し、計画決定により建築制限を行うとともに、事業認可により土地収用対象となる仕組みを導入。

#### 表 旧法及び新法における都市施設の変遷

青色:旧法制定時からあるもの 橙色:旧法制定後追加されたもの 黄色:旧法にはなかったもの

*斜体*:新法で明示されなくなったもの

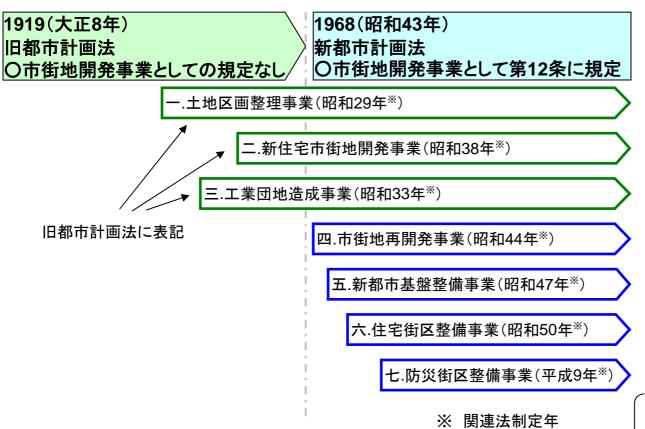
IB:	法における都で		新法における都	 市施設	
旧法制定当時か らある(1919)	旧法明	時代の改正で追加	新法における都市施設 (1968制定後、法に規定する 設自体については改正無し		
道路			道路	交通施 設	
鉄道、 <i>軌道</i>			都市高速鉄道	設	
		1956自動車駐車場	駐車場		
			自動車ターミナル		
港湾	1933 飛行場		その他		
公園、 <i>運動場</i>			公園	公共空 地	
	1940緑	地	緑地	地	
広場			広場		
墓地			墓園		
			その他		
水道			水道	供給処	
			電気供給施設	理施設 等	
			ガス供給施設		
下水道			下水道		
			汚物処理場		
塵埃焼却場			ごみ焼却場		
			その他		
河川			河川	水路	
運河			運河		
			その他		

II	日法における都市施設※	新法における都市施設		
旧法制定当時か らある(1919)	旧法時代の改正で追加	(改正年次)	新法における都F (1968制定後、法に規 設自体についてはご	見定する施 対正無し)
	1948学校		学校	教育文
	1948図書館		図書館	化施設
			研究施設	
			その他	
			病院	医療施
			保健所	医療施 設・社 会福祉 施設
			その他	施設
市場			市場	市場等
屠場			と蓄場	
火葬場			火葬場	
一団地の住宅経 営			一団地の住宅施設	一団地 施設
	1956— 施設	団地の官公庁	一団地の官公庁施 設	
		1966 (流通 業務地区)	流通業務団地	流通業 務
			電気通信事業の用 に供する施設	その他 (政令)
	1935防風、防火、防水、 の施設	防砂又は防潮	防風、防火、防水、 防雪、防砂若しく は防潮の施設	

※旧法における施設は、法16条における都市計画事業としての施設(事業に際して土地収用可能な施設として列挙されているもの)

# 8-2 市街地開発事業の概要

- 〇旧法では、市街地開発事業としての規定はなく、土地区画整理事業(旧法第12条)・工業団地造成事業(旧法第13条)・新住宅市街地開発事業(旧法第14条)を個別に表記。
- 〇新法では、市街地開発事業(第12条)として7事業が規定。



都市数	地区数	計画面積 (ha)
1, 007	4, 807	272, 250
45	51	15, 922
42	50	8, 381
261	833	1, 300
0	0	0
5	6	67
2	2	3

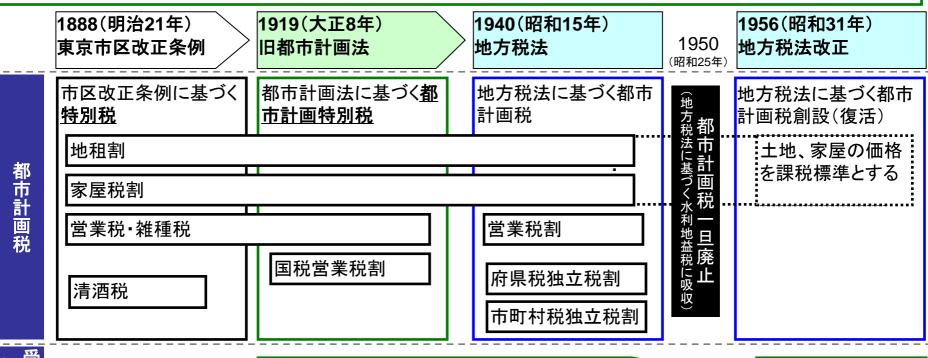
平成19年3月末現在

数字は小数点第一位以下四捨五入

市街地再開発事業に、市街地改造事業を含む

## (参考) 都市計画税・受益者負担制度の変遷

- 〇旧法では、市区改正事業の財源の1つとして「特別税」が規定され(第3条)、旧法でも、ほぼそのまま「都市計画特別税」が規定。
- 〇昭和15年に地方税法に「都市計画税」の規定が設けられ、昭和25年に一旦廃止されたが、昭和31年の改正において「都市計画税」が再び規定。
- ○受益者負担制度は、旧法で制定され、現在も引き継がれているが、現在では下水道事業のみに適用。



旧法における受益者負担制度

新法による<u>受益者負</u> 担制度(法75条)

## 都市計画施設・市街地開発事業の整備状況と未実現の状況

### 都市計画道路

- ・都市計画道路の整備率は60%程 度
- ■幹線街路の未着手率(H20.3現在)



※四捨五入の関係で合計と一致しない

出展:国土交通省調査

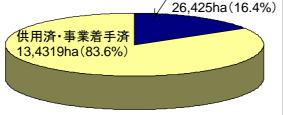
### 都市計画公園・緑地

- ·都市計画公園·緑地の未着手区 域の割合は20%程度 (箇所数 ベース)
- ■未着手区域を有する都市計画公園・ 緑地の割合(箇所数)

未着手区域を有する 都市計画公園・緑地 2,162箇所(19.7%)



- ■未着手区域を有する都市計画公園・
  - 緑地の割合(面積) 未着手区域を有する 都市計画公園・緑地 / の未着手面積



出典:全体箇所数·面積は平成19年都市計画年報(H19.3現在 のデータ)、未着手区域は、国土交通省調査

### 土地区画整理事業

- 土地区画整理事業の長期未着手 区域の割合は5%程度(面積 ベース)
- ■長期未着手区域を有する土地区画整 理の割合(地区数)

長期未着手区域を有する 土地区画整理事業 / 262箇所(2.3%) 換地処分済 9,971箇所(86.4%) (1,302箇所(11.3%)

■土地区画整理事業の長期未着手区域 の割合(面積)

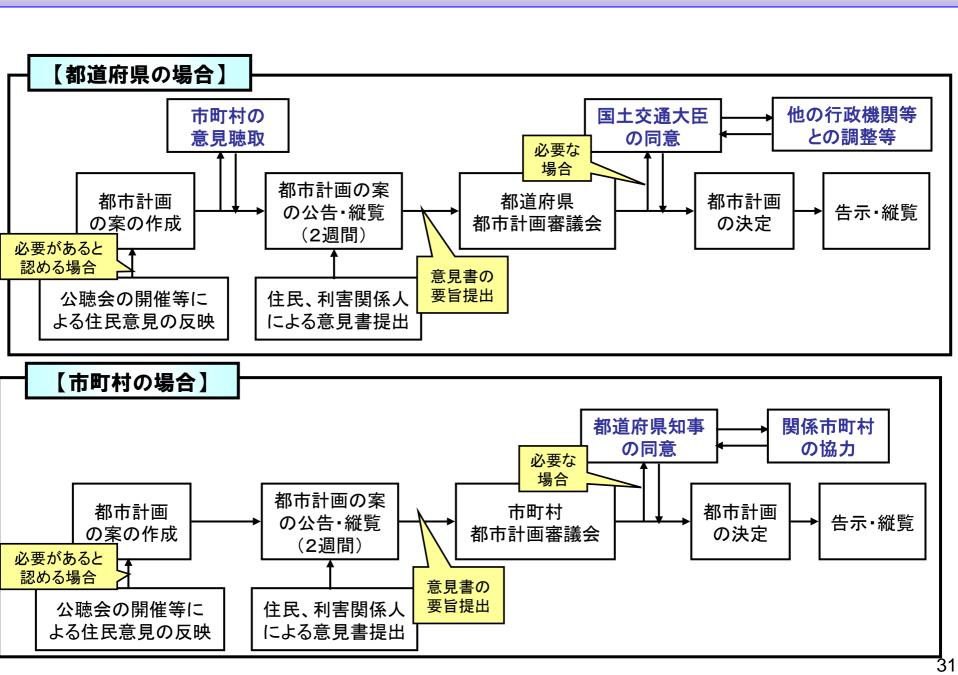
土地区画整理事業 の長期未着手面積 18,594ha(5.2%) 施行中 50,292ha(14.1%)

注)土地区画整理事業の長期未着手は、10年以上未着手のものを示す。

出典:国土交通省調査(H20.3現在)

288,638ha(80.7%)

# 9. 都市計画決定手続の概要



## (参考)都市計画提案制度の概要

●都市計画決定等の提案制度は平成14年に導入され、平成18年には都市計画の提案をする ことができる主体の範囲を拡大。

## ー都市計画提案制度の概要ー

#### 【提案主体】

・土地所有者等、まちづくりNPO、非営利目的の法人、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する一定の団体等

(平成18年改正により、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する一定の団体等が提案主体として追加。)

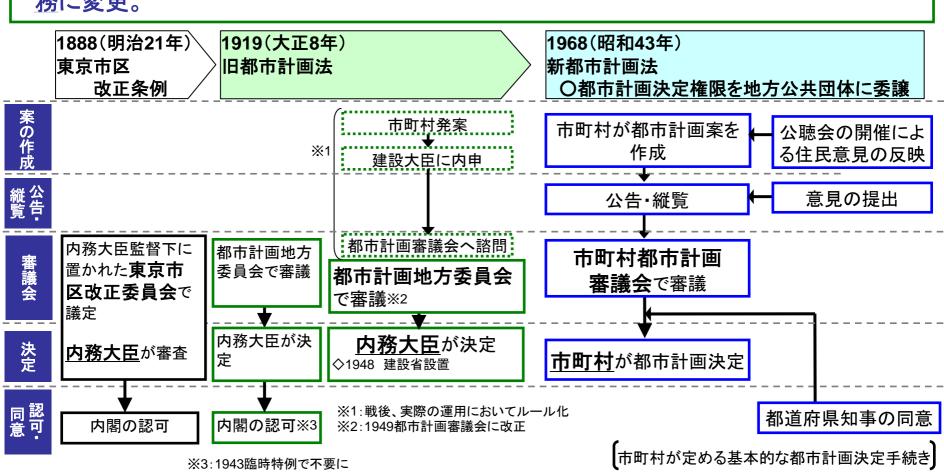
#### 【提案の要件】

- •0. 5ha以上(条例により0. 1ha以上0. 5ha未満とすることが可能。)の一団の土地の区域であること。
- ・法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。
- ・提案に係る土地の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(かつ地積要件として3分の2以上)を得ていること。
- く提案を踏まえた都市計画決定等をする場合>
  - →提案内容の全てを実現する場合を除き、都市計画の案に併せて、当該提案を都市計画審議会に提出。
- <提案を踏まえた都市計画決定等をする必要がないと判断した場合>
  - →<u>当該提案について都市計画審議会の意見を聞いた上で</u>、遅滞なく、その旨及びその理由を提案者に通知。

※実績:96件(H20.3.31)

## 都市計画決定手続の変遷

- 〇旧法では、都市計画地方委員会で審議し、内務大臣が決定していたが、新法では、地方 公共団体が都市計画審議会の議を経て都市計画を決定。
- 〇平成11年の地方分権一括法により都市計画に関する事務が機関委任業務から自治事 務に変更。



## 10. 都市計画決定主体の概要

## ■決定主体の推移

〇旧法時代では国が100%決定していたが、今日では約80%を市町村が決定。



### ■現在の都市施設の決定主体

○公共下水道は、整備影響範囲によって決定主体が決められているが、道路・公園等においては広域 的な観点から事業の種類・規模などにより区分。

		表 都巾	1他設し	・徐わる	都	巾計画决定權	<b>石一</b> 莧		
都市計画の種類			県決定	市町村決定		都市計	県決定	市町村決定	
		一般国道	0			産業廃棄物処理場		0	
		県道	0			ゴミ焼却場・その他処理	里施設		0
	道路	市町村道(4車線以上)	0			河川	1級・2級	0	
		市町村道(4車線未満)		0		7FJ 711	準用		0
		自動車専用道	0			学校	大学・高専	0	
	都市高速道路		0			子仪	その他		0
都	駐車場			0	都	病院、保育所その他医療施設又は社会福祉施設			0
市	自動車ターミナル	一般	0		市	市場、と畜場、火葬場	場、と畜場、火葬場		0
施設	日到年ダーミノル	専用		0	施	一団地の住宅施設	2000戸以上	0	
設	公園・緑地・広場・墓園	面積10ha以上	0		設	回地の圧七池設	2000戸未満		0
	公園	その他		0		一団地の官公庁施設	也の官公庁施設		
	その他公共空地			0		流通業務団地		0	
		流域水道	0						
	下水道	公共下水道(2市町村にまたがる)	0						
	广小坦	公共下水道(その他)		0					
	[	その他		0					

## 最近の地方分権の動きについて

#### 平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会 「第一次勧告」の主な内容

#### 【都市計画決定】

#### <決定権限について>

- 〇現在都道府県が決定している都市計画は、三大都市圏等か否かに関わらず、以下の①~⑧を除き
  - 市の区域については、「市」に移譲すべき。

(指定都市の区域については、①マスタープラン、②区域区分、③都市再開発方針等及び⑤のうち一般国道等についても、「指定 都市」に移譲すべき。)

- ・町村の区域については、引き続き都道府県決定。
  - ・①マスタープラン、②区域区分、③都市再開発方針等
  - ・4国の責任で行う広域的な政策に係る地域地区(例 都市再生特別地区、歴史的風土保存地区 等)
  - ・⑤国が設置する又は国の責任で行う広域的な政策に係る都市施設(例 一般国道、第1種空港、1級河川、一団地の官公庁施設 等)
  - ・⑥都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区(例 流通業務地区、航空機騒音障害防止地区 等)
  - ・⑦都道府県が設置する又は都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設(例 都道府県道、第2種・第3種空港、2級河川 等)
  - ・8 大規模な市街地開発事業 (例 面積50ha超の土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、面積3ha超の市街地再開発事業 等)

#### <協議・同意について>

- ○<u>都道府県から国への協議は、三大都市圏等か否かに関わらず、上記の①のうち区域区分の方針に関する部分、④及び⑤を除き、</u> 同意を不要とすべき。
- ○市から都道府県への協議は、同意を不要とすべき。

(指定都市については、国への協議についても、三大都市圏等か否かに関わらず、上記の①のうち区域区分の方針に関する部分、 ④及び⑤のうち一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、一団地の官公庁施設を除き、同意を不要とすべき。)

〇町村から都道府県への協議・同意は、引き続き必要。

#### 【その他】

- 〇開発許可、都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可(53条許可)・・・市の事務とすべき
- 〇市・特許事業者施行の都市計画事業の認可・・・都市計画決定権者の事務とすべき

#### 平成20年6月20日 地方分権改革推進本部 「地方分権改革推進要綱」の主な内容

都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、<mark>国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ</mark>、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、<u>三大都市圏等の都市計画に関する都道府県の国への協議・同意を始めとする各種の国への協議・同意の廃止・縮小</u>、<u>都道府県から市町村への権限移譲</u>等を進める方向で検討を行い、<u>平成21年度を目途に実施</u>する。

竺